

平成 28 年 8 月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：平成 28 年 8 月 10 日（水） 午後 2 時 00 分～午後 6 時 00 分

開催場所：岡崎市役所東庁舎 2 階大会議室

出席委員：10 名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・荻野嘉美委員・
奥田敏春委員・小林吉光委員・杉野丞委員・鷹巣純委員・三浦重光委員・
山田伸子委員・渡邊幹男委員

欠席委員：1 名

内田尚之委員

説明のために出席した事務局職員：11 名

社会教育課：小野鋼二課長・柴田英代文化財班班長・小幡早苗主任主査・
山口遥介主査・浅井幸恵主事

公園緑地課：小林雄一郎計画班班長、高橋建一技術班班長

乙川リバーフロント推進課：中田真也主任主査

傍聴者：なし

議事内容

1 諮問事項

(1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更(多目的広場防災施設設置工事)について

2 協議事項

(1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（城南亭トイレ横電柱の切断及び移設）について

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（園路舗装整備）について

(3) 市指定文化財について【非公開】

(4) 文化財保護審議会専門部会の設置について

3 報告事項

(1) 熊毛兜の応急処置状況と修理方針について

(2) 歴史的建造物（近代）調査業務について

(3) 岡崎城跡菅生川端石垣の追加調査について

(4) 阿知和地区石丁場の今後の取扱いについて

(5) 旧額田郡公会堂及物産陳列所の保存活用計画の策定について

4 その他

議題及び議事の要旨

1 諮問事項

(1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更(多目的広場防災施設設置工事)について

【社会教育課説明要旨】

岡崎公園は岡崎市地域防災計画において地震時の広域避難場所、大規模な火災時の指定緊急避難場所に指定されており、防災性の高い公園整備が求められている。折しも、昨今発生した熊本地震では甚大な被害が発生し、余震などが続く中、多くの避難者が建物の崩壊を懸念して車中泊で生活している状況が多く見受けられる。

現在、岡崎公園における貴重なオープンスペースである多目的広場に於いて、給水、

電気は備わっているが、公共柵（汚水排水）が備わっていない。生命を守るためには日ごろの備えが重要であり、緊急時には遺構確認をせずに公共柵などを設置される可能性もあることから、公園管理者として事前に設置を行い、災害時に備え安全・安心を図ることを目的とする。

なお、今回の工事は現在策定中の岡崎城跡整備計画にある整備や照明設置の邪魔にならない場所に設置する。また、事前の試掘調査を行った結果、協議時の想定より高い位置で遺構が発見された。これに伴い、公共柵やその配管については、遺構面から十分な保護層（30 cm）を確保できる深さに変更した。

【質疑応答】（・委員意見、→事務局回答）

- ・江戸時代の絵図でいうと、今回工事を行う部分はかつて武家屋敷であった場所か。
→絵図は区割りのみで、はっきりとは分からない。平成12年度の発掘調査の際も、絵図のとおり区割りははっきり出てくる状態であった。ただ、礎石の確認は一部であったため、建物配置はわからない。廃棄土坑が出ているため、この辺りが居住区域であったとは考えられるが、詳細図を起こすに至るものではなかった。
- ・整備計画では、どのような整備がなされる予定か。
→発掘調査の成果を活かし、近世の菅生曲輪の縄張りが見えるような整備にしていく。
- ・今回の工事部分は、今後の整備には影響がないところか。
→整備時にはアスファルト舗装及び張芝が為される場所であり、影響のない部分である。
- ・今後の整備に影響のないものであり、試掘した上で掘削深を決めており、遺構面に影響がないことが明確であるため、特に異論はない。

【諮問結果】可

2 協議事項

（1）市指定史跡岡崎城跡の現状変更（城南亭トイレ横電柱の切断及び移設）について

【社会教育課説明要旨】

城南亭トイレ横には2本の引込柱（城南亭引込柱、照明灯引込柱）がある。菅生川沿いを歩いていくと、この2本の引込柱と岡崎城天守閣が重なって見える地点があり、眺望が良いとは言えない場所がある。そのため、城南亭引込柱を移設し、照明灯引込柱は岡崎城天守閣と視線が被らない高さまで切断する。

なお、城南亭引込柱の移設に伴う掘削については、平成27年度の岡崎公園内園路の整備時の試掘結果から、遺構面に影響を与える可能性はないといえる。

【質疑応答】

- ・史跡指定域での電柱の地中化に関しては、何か方針があるか。
→基本的に、公園の整備においては配線の地中化を実施していくこととしている。中電柱から第1引込柱までは架線を引き、それ以降は地中化という施工を考えている。
- ・1本は移設し、1本は切断とする理由は。
→照明柱は、昨年度に国の補助を経て設置したものであり、切断して現地に残すこととした。城南亭の引込柱は以前からあったもので、天守閣に被らない位置まで移設する。
- ・この辺りは埋土が多く、今回の工事では遺構面には影響がない。景観もよくなるとい

うことなので、次回以降に諮問事項として提出すること。

- ・電柱の地中化については、歴史まちづくりの中でも課題になるものなので、指向性をもって進めていくべきである。

(2) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（園路舗装整備）について

【社会教育課説明要旨】

園路の未舗装や既設園路の老朽化や樹木の根による隆起や亀裂等の不具合があることから、安全な通行の確保を図ることを目的とし、園路舗装の改修・新設、擬木階段修繕工事を行う。また、台風等の水害によって乙川河川緑地が被災した際に大型重機等を搬入し早期の復旧を行なうことや、緊急車両の通行を想定して管理用車両園路の新規整備を行う。園路舗装の改修・新設、擬木階段の修繕については掘削を伴わず、管理用車両園路の整備については盛土した上で掘削を行うが、絵図と現存する城郭遺構との照合のため、城郭遺構の有無確認は必要である。なお、石垣の調査・公開等が予定されるため、菅生川端の土手から川へ下りる新規階段の整備については、今後の検討事項である。

【質疑応答】

- ・表面的な工事にとどまるものと、掘削を伴う工事があった。園路舗装の新設や管理用車両の園路整備に関連するが、石垣の東端部はどのようになっていたか。
→確認できていない。今後試掘を行い、確認していく。
- ・管理用車両園路を整備する背景や必要性について再度説明を。
→まず一つ目に、花火大会開催時に栈敷席を組むことによって緊急車両が入れない状態になっているということがある。救急車や消防車が進入することを想定した危機管理のためである。また、河川氾濫後の流木等の処理のため、ユンボなどの大型重機の搬入も想定される。今回の管理用車両園路については、今後の石垣整備や公開を考えると、最も石垣への影響が少ない部分だと考えている
- 他の場所の検討も行っている。竹千代橋上流に岡崎公園からつながるスロープが1箇所あるが、竹千代橋との高さの関係で緊急用車両はこちらから入ることはできない。あらゆる緊急車両の進入を考えたときに、今回計画する場所が最適であると判断した。
- ・事務局（社会教育課）からの説明時には、河川敷に下りていく道路については殿橋付近のものとこれに絞ってはどうかという話があった。その方向で進めていくべきではないか。
- ・緊急車両の進入経路であれば、仕方ないと思われる。ただ、岡崎城跡の菅生曲輪整備基本計画の策定が進み、菅生川端石垣が出てきた現状を考えると、史跡公園としての価値付けをしてアピールしていくならば、石垣や遺構にとってより良い施策をとるべきである。
- ・今回の計画が提出されたところは、絵図においても何が合ったか不明な場所である。伊賀川に沿って下りてくる管理用車両園路部分については、試掘で確認するということが必要ではないか。
→今は出水期であるため、事前に試掘確認できなかった。11月から渇水期に入るため、盛土によって覆われる法面の部分をすぐに試掘したいと考えている。何か出土すれば、園路位置などの判断が変わることもあり得る。

(3) 市指定文化財について【非公開】

(4) 文化財保護審議会専門部会の設置について

【社会教育課説明要旨】

市の指定となってから50年以上経つ文化財が多く、各分野の文化財について、保存や管理のあり方を考えるべき時期が来ている。また、平成29年度からは文化財保存活用のマスタープランと言われる歴史文化基本構想の策定に取り掛かる。策定には文化財の総合的な調査が必要となり、指定未指定に関わらず市域の文化財を把握することとなる。分野によっては、指定文化財の範囲や現況を確認し見直しを図る等、再度価値を判断する必要があると思われる。これらのことを踏まえ、文化財を包括的に審議する文化財保護審議会に、来年度より新たに専門部会を設置したい。

【質疑応答】

- ・部会案の中には文化的景観という項目があるが、これは指定制度があるのか。
→里山や棚田、集落など、その土地の特色を表すような風景を文化的景観として国では選定、県では指定がある。
- ・史跡名勝天然記念物に並ぶものであれば、文化財保護条例も変更する必要があると思われる。
- ・歴史文化基本構想についての話をする際には、文化財保護審議会委員だけでなく、将来的には様々な人に関わってもらえるように拡大する方が良い。
- ・まずはこの部会で進み始め、歴史文化基本構想が具体的になり、悉皆調査の必要が出てくれば、いろいろなネットワークを通じて調査する方向に持っていくべきである
- ・部会では早急にやるべき部分に手を付けるべきだと思う。保存活用管理計画も含め、指定調書の内容の見直し等、早急に現状をきちんと把握していく必要がある。

3 報告事項

(1) 熊毛兜の応急処置状況と修理方針について

平成28年7月5日午後に東京文化財研究所保存科学研究センターの研究者を招き、保存修理についての調査を行った。兜、鞆、後立などの部分ごとに修理内容についての意見があったため、その内容について報告した。

(2) 歴史的建造物（近代）調査業務について

9月より実施予定の歴史的建造物調査（近代）に関する業務について報告した。

【委員補足】

地域で発見・選定された建物についての意見交換や様々な専門の先生から意見をいただいて、台帳に書き込めるようにするとよい。その建物には歴史的にどのような人が関わり、生業や生活があったのか、文化が築かれ根付いていったのかということも、先生方に聞きながら把握することが望ましい。

(3) 岡崎城跡菅生川端石垣の追加調査について

岡崎城跡菅生川端石垣の追加調査を予定しているため、測量や試掘・発掘調査の目的と内容について報告した。

(4) 阿知和地区石丁場の今後の取扱いについて

阿知和地区の石丁場の価値付けを行うため、市内の他の地区における石丁場の分布調査や矢穴痕などについての調査の予定について報告した。

(5) 旧額田郡公会堂及物産陳列所の保存管理改革の策定について

平成 23 年度をもって閉館していた旧額田郡公会堂及物産陳列所の保存管理計画等の策定スケジュールについて報告した。

4 その他

(1) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は 11 月 29 日開催予定。